政令

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十五号

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行期日は、令和四年十一月十五日とする。

総務大臣　寺田　稔
文部科学大臣　永岡　桂子
内閣総理大臣　岸田　文雄

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年十一月十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百四十六号

国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の施行に伴い、並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項並びに文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方税法施行令の一部改正）

第一条　地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三十七条の四第一項中「第二十三条第一項」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二項中「第二十三条第八号イ」を「第二十三条第八号イ」に改める。

第五十二条の十の五第一号中「第二十三条第一号」を「第二十三条第一項第一号」に、「同条第一号」を「同項第一号」に改め、同条第二号中「第二十三条第八号イ」を「第二十三条第一項第八号イ」に改め、同条第三号中「第二十三条第十号」を「第二十三条第一項第十号」に改める。

（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令の一部改正）

第二条　科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律施行令（平成二十年政令第三百十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二の五の項中「第二十三条第十一号」を「第二十三条第一項第十一号」に改める。

（文部科学省組織令の一部改正）

第三条　文部科学省組織令（平成十二年政令第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第十六号中「関すること」の下に「（研究振興局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第八条第八号中「第二十三条第五号」を「第二十三条第一項第五号」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第二項に規定する業務」を加え、同条中第二十号を第二十一号とし、第九号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第八号の次に次の一号を加える。

九　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律（令和四年法律第五十一号）の施行に関すること。

第五十九条第一号中「関すること」の下に「（研究振興局の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第六十三条第五号中「第二十三条第五号」を「第二十三条第一項第五号」に改め、「附帯する業務」の下に「並びに同条第二項に規定する業務」を加え、同条中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律の施行に関すること。

（科学技術・学術審議会令の一部改正）

第四条　科学技術・学術審議会令（平成十二年政令第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「ある者」の下に「（外国人（日本の国籍を有しない者をいう。以下同じ。）にあっては、学識経験があり、かつ、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する者）」を加え、同条第二項中「ある者」の下に「（外国人にあっては、当該特別の事項に関し学識経験があり、かつ、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する者）」を加え、同条第三項中「ある者」の下に「（外国人にあっては、当該専門の事項に関し学識経験があり、かつ、大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関して高い識見を有する者）」を加える。

第四条第一項中「の互選により選任する」を「（外国人である委員を除く。）のうちから、委員が選挙する」に改め、同条第三項中「あらかじめその指名する委員」を「委員（外国人である委員を除く。）のうちから会長があらかじめ指名する者」に改める。

第五条第三項中「の互選により選任する」を「（外国人である委員を除く。）のうちから、当該分科会に属する委員が選挙する」に改め、同条第五項中「委員」の下に「（外国人である委員を除く。）」を加える。

第六条第三項中「の互選により選任する」を「（外国人である委員を除く。）のうちから、当該部会に属する委員が選挙する」に改め、同条第五項中「委員」の下に「（外国人である委員を除く。）」を加える。